平成29年度

行政監查報告書

債権管理について

福島市監査委員

30監第 43 号 平成30年 7月 6日

福 島 市 長 木 幡 浩 様 福島市議会議長 半 沢 正 典 様 福島市教育委員会教育長 本 間 稔 様 福島市水道事業管理者 八 島 洋 一 様

福島市監査委員井上安子同遠藤和男同円円円円同羽田房男

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

目 次

第1		監査のラ		1
第2		監査の目	目的	1
第3		監査の対	対象及び範囲	1
第4		監査の第	 	1
第5		監査の力	5法	1
第6		監査の主	Eな着眼点	2
第7		監査対象	やとなる債権	2
第8		監査の概	既要	2
	1	平成 2	28年度決算の状況	2
	2	地方な	公共団体の債権	3
第9		監査の編	告果	4
	1	債権管理	里体制について	4
	2	債権の調	間定及び収入管理について	4
	3	収入未済	筝を発生させないための取り組みについて	4
	4	滞納整理	里について	4
	5	不納欠損	員について	6
	6	その他…		6
	7	むすび		7
	主な	:用語説明	月	9
資	料			
		資料1	福島市債権管理条例	1 1
		資料2	福島市債権管理条例施行規則	1 5
		資料3	所管課別調査票回答一覧	2 0
		資料4	情権毎調査票回答一覧······	2 2

行政監査報告書

第1 監査のテーマ

債権管理について

第2 監査の目的

福島市の財政状況は、歳出の抑制に努めているものの、地方交付税の減少等により 歳入は減少傾向にある中、斎場、体育館、最終処分場等の建設に伴う財政負担など新 たな行政需要も見込まれており、毎年度厳しい財政運営を余儀なくされているところ である。

平成 28 年度における一般・特別会計の国庫支出金及び県支出金等を除いた収入未済額は、3,740,626,353 円であり、また、企業会計である、水道料金及び下水道使用料、農業集落排水施設使用料の収入未済額は、合計で1,235,770,995円となっている。収入未済額の回収を図ることは、市民負担の公平性や歳入の確保からも極めて重要かつ緊急な課題である。

このような状況の中、福島市債権管理条例(平成26年条例第11号)の施行から3年が経過したところであるが、債権を所管する部署や債権の性質が異なるため、督促や催告等の対応が統一されていない現状が定期監査においても確認されたところである。

このようなことから、各債権の収入率の向上及び収入未済額の縮減に向け、公平性、効率性等に配慮した適正な債権管理が行われているかどうかを横断的に検証することを目的として監査を実施したものである。

第3 監査の対象及び範囲

平成 28 年度の一般・特別会計及び企業会計の決算に基づき、収入未済額を計上している債権について所管・管理する対象課及び福島市債権管理条例(以下「債権管理条例」という)の所管課である納税課を監査対象課とした。

なお、繰越財源である国庫支出金及び県支出金等については除いた。

第4 監査の実施期間、監査の対象期間

- (1)監査の実施期間平成30年1月17日~平成30年7月6日
- (2)監査の対象期間平成28年4月1日~平成29年5月31日までの執行業務

第5 監査の方法

行政監査実施通知により、監査の概要を対象部局課等に知らせるとともに監査対象 となる債権の管理状況等について調査票の提出を求めた。

これらの調査票をもとに、監査委員事務局職員が書類審査し、必要に応じて担当課からのヒアリング、現場調査を行った。

現場調査は、8 課 10 債権において実施し、事前に滞納整理事務マニュアル、平成 28 年度分調定同書、債権管理台帳、督促状の送付記録、不納欠損に係る書類等の提出 を求め、監査委員事務局職員が事前に確認した後、所管課において、調査票をもとに ヒアリング、書類確認を実施した。

現場調査を実施した債権は、調査票において、「債権管理台帳が整備されていない」、「督促状の送付について記載がなかった」ものを抽出した。

第6 監査の主な着眼点

- (1) 債権管理体制は適切か。
- (2) 債権の調定及び収入管理は適正に行われているか。
- (3) 収入未済を発生させないための取り組みは適切に行われているか。
- (4) 滞納整理は適正かつ効率的・効果的に行われているか。
- (5) 不納欠損は適切に行われているか。

第7 監査対象となる債権

収入未済額のうち、国庫支出金及び県支出金等を除く 10 部等 21 課等所管の 44 債権 4,976,397,348 円を対象とした。

第8 監査の概要

1 平成28年度決算の状況

(単位:円、%)

							131 /0/
	区分	予算現額 調定額 収入済額		不納欠損額	収入未済額 (B)	В/А	
	一般会計	245, 861, 101, 359	233, 167, 212, 040	196, 502, 748, 948	199, 249, 079	36, 487, 075, 927	15. 65
	特別会計	59, 454, 323, 520	62, 327, 007, 772	59, 869, 395, 354	329, 360, 005	2, 145, 379, 482	3. 44
ſ	合計	305, 315, 424, 879	295, 494, 219, 812	256, 372, 144, 302	528, 609, 084	38, 632, 455, 409	13. 07

(単位:円、%)

区分	予算現額	調定額 (A)	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (B)	В/А
水道料金	7, 039, 730, 000	7, 061, 102, 182	6, 437, 055, 304	0	624, 046, 878	8.84
下水道使用料	3, 609, 834, 000	4, 136, 736, 846	3, 527, 020, 783	2, 752, 387	606, 963, 676	14. 67
農業集落排水施設使用料	26, 105, 000	31, 159, 220	26, 347, 073	51, 706	4, 760, 441	15. 28
合計	10, 675, 669, 000	11, 228, 998, 248	9, 990, 423, 160	2, 804, 093	1, 235, 770, 995	11.01

※収入未済額には、納期未到来分も含む。(本文参照)

本市における平成28年度決算の状況は上表のとおりである。

収入未済額は、一般会計で36,487,075,927 円であり、調定額に対し、15.65%となっている。このうち、市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税)が1,425,881,867 円で、一般会計全体の収入未済額の3.91%となっている。

特別会計の収入未済額は、2,145,379,482 円であり、調定額に対し、3.44%となっている。このうち、国民健康保険税が1,916,765,524 円で、特別会計全体の収入未済額の89.34%となっている。

不納欠損額は、一般会計で 199,249,079 円となっており、このうち、市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税)が 184,916,208 円で一般会計全体の不納欠損額の 92.81%となっている。

特別会計の不納欠損額は 329, 360, 005 円となっており、このうち国民健康保険税が 288, 934, 005 円で特別会計全体の不納欠損額の 87. 73%となっている。

また、公営企業会計は、一般会計及び特別会計との経理の違いから、水道料金及び下水道使用料、農業集落排水施設使用料の決算状況のみ記載している。

公営企業会計の調定額に対する収入未済額の割合は、水道料金で 8.84%、下水道 使用料で 14.67%、農業集落排水施設使用料で 15.28%となっている。

なお、納期未到来分を差し引いた収入未済額は、水道料金で111,764,900円、下

水道使用料で96,276,416円、農業集落排水施設使用料で977,236円となっている。

2 地方公共団体の債権

地方自治法(以下「自治法」という)では、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とされている。(自治法第240条第1項)

地方公共団体の債権は、処分や法令の規定による一定の事実行為等の公法上の原因に基づいて発生する債権(以下「公債権」という)と契約等の私法上の原因に基づいて発生する債権(以下「私債権」という)の二つに大きく分けられる。

さらに、公債権は、強制徴収(滞納処分)ができるもの(以下「強制徴収公債権」という)と強制徴収(滞納処分)ができないもの(以下「非強制徴収公債権」という)に区分される。

それぞれの債権管理の方法や時効制度は、次表に示すとおり、その取り扱いが異なるため、債権管理にあたっては、十分な注意が必要で、個々の債権の法的性格に応じて取り扱うことが重要となる。

なお、本市においては、債権管理条例に基づき、債権については、「市税」、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」に分類されており、「市税」については、市の債権のうち、地方税法の規定に基づく徴収金に係るものとなっている。

【債権の分類】

「貝作ップ人	794						
	地方公共団体の債権						
分類		私法上の債権					
刀規	市税 強制徴収公		非強制徴収 公債権	私債権			
督 促	地方税法 第 329 条ほか	自治法第 231 条の	自治法施行令 第 171 条				
延滞金	地方税法	自治法第 231 条の	3 第 2 項				
是 佈 並	第 331 条ほか	債権管理条例第7	_				
	債権管理第	条例第8条					
		自治法第 231 条	_				
滞納処分	地方税法	の3第3項					
	第 331 条ほか	その他個別法の					
		規定					
強制執行			自治法施行令第 171 条の 2				
7虫 的 郑(1)			債権管理条例第9条				
	原則 5	年(時効の援用は	不要)	原則 10 年			
消滅時効	地方税法第 18 条			民法(時効の援用			
	自治法第 236 条第	1項ほか	1 項ほか				

監査の対象とした債権を上記及び調査票により分類すると、次表のとおりである。 詳細については、資料3に記載のとおりである。

(単位:円、%)

						(I I === -	11/ /0/
分類	債権数	予算現額	調定額 (A)	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (B)	B/A
市税	8	43, 920, 948, 000	47, 645, 430, 455	43, 855, 823, 552	473, 481, 865	3, 342, 647, 391	7.02
強制徴収公債権	7	6, 164, 728, 000	6, 912, 548, 960	6, 035, 153, 148	50, 846, 099	828, 330, 843	11.98
非強制徴収公債権	16	241, 448, 000	330, 679, 468	227, 298, 860	2, 228, 945	101, 151, 663	30.59
私債権	13	8, 707, 921, 000	8, 805, 551, 887	8, 097, 297, 216	3, 987, 220	704, 267, 451	8.00
合計	44	59, 035, 045, 000	63, 694, 210, 770	58, 215, 572, 776	530, 544, 129	4, 976, 397, 348	7.81

第9 監査の結果

今回、監査を実施した結果、現状及び課題等については、以下のとおりである。 なお、一部の業務において指摘事項が見られたため是正されたい。

1 債権管理体制について

各所管課における管理体制については、市税や介護保険料、延長保育実費徴収金 以外の債権については5名以下の人員体制となっている。特に1名体制の部署では、 人員不足や他業務もあるため債権管理にあてる時間が不足している現状が見られ た。

また、収入率の目標を設定していないところが見られたが、基本的には完納を目指して取り組んでいることが、現場調査等で確認できた。

今回調査した44債権中18債権で滞納整理事務マニュアルを整備していなかった。現場調査において確認したところ、事務引継の中で債権管理について引き継いでいることが確認できた。例えば、その事務引継が正しく行われていれば問題はないが、誤った事務引継が行われれば、その後も誤った債権管理が行われる危険性があると考えられる。債務者に対しては、統一的な取り扱いが必要なため、滞納整理事務マニュアルの整備を検討されたい。

2 債権の調定及び収入管理について

今回、現場調査を行った各所管課において、債権の調定及び納付確認について、 書類の確認を実施した。今回、現場調査を行った8課10債権については、適正に 処理がされていることを確認した。

しかしながら、定期監査において、調定日の誤りや消込処理漏れなど収入事務に関する注意事項が今も散見されている。今後においても、課内等のチェック体制を再度見直すなど、収入管理が適切に行われるよう図られたい。

3 収入未済を発生させないための取り組みについて

いずれの所管課においても、電話や訪問による催告などを行い、収入未済を発生させない取り組みをしていることが確認ができた。

独自の取り組みとしては、市のホームページの活用や新たな納入方法の追加、学校や幼稚園、保育所等との連携など各所管課において様々な取り組みがなされていることが確認できた。

今後においても、様々な取り組みについて検討し、収入率や納付額の向上を図られたい。

4 滞納整理について

(1)債権管理台帳について

債権管理台帳については、債権管理条例第5条により債権を適正に管理するために規定されているが、今回の調査において、6債権において台帳を整備していないとの回答があった。その6債権について現場調査を行ったところ、台帳のかわりとして、督促状のリストや歳入予算整理簿で管理していることが確認できた。

しかしながら、督促状リストや歳入予算整理簿では、債務者との交渉経過など新たに記載する際、記載欄がないため別に記載する必要が出てくる。ま

た、督促状リストや歳入予算整理簿は年度ごとにかわるため、債務者の納入 状況などその経過が見えにくいと考える。債権を適正に管理するうえで、今 後、新たに債権管理条例施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備 することを図られたい。

(2) 督促状について

督促状については、債権管理条例第6条及び同条例施行規則第5条により、 市の債権について、履行期限まで履行しないものがあるときは、債権の履行 期限後20日以内に督促状を発することと規定されているが、今回の調査票 の回答では、16債権において督促状の送付についての記載がなかった。

現場調査等においてヒアリングをしたが、年に1回納入通知書を送付はしているが、その後については、電話での催告のみ実施しているとのことであった。

しかしながら、督促は時効の進行を中断するためのものであり、時効完成 直前になって初めて督促を行うなど、時期を失した督促はその効果が認めら れるか疑義が生じる可能性があるため、定められた期限内に督促を行うよう 債権管理条例に規定されているものである。

今後は、債権管理条例及び同条例施行規則の規定に基づき督促状を発するよう努められたい。

(3) 延滞金や遅延損害金について

延滞金については、市税及び強制徴収公債権、非強制徴収公債権において、 債権管理条例第7条に規定されている。また、遅延損害金については、私債 権において、民法に規定されており徴収することができるとされている。

しかしながら、今回の調査において、延滞金等が加算されていたのは、44 債権中12債権であった。

特に、強制徴収公債権や非強制徴収公債権において、債権管理条例に規定されているにもかかわらず、加算しておらず、理由としては、福祉的な観点や自主納付を促すためなどであった。その中には人員や時間が不足していることや延滞金に関する知識が不足しているとの理由も見受けられた。

延滞金の減免については、債権管理条例第7条第3項、同条例施行規則第6条に規定されているが、一定の要件に該当する場合は、申請により延滞金の減免ができるとされている。

延滞金の徴収の有無について、各債権ごとに統一的な取り扱いをしているが、債権管理条例及び同条例施行規則に則った取り扱いをするよう努められたい。

また、私債権については、民法の規定により遅延損害金を徴収することができるが、今回の調査において、その認識がなかった所管課が見受けられた。あくまでも、遅延損害金について徴収することができるとされているものであり、必ず徴収するものではないが、債権管理において、今後、その適用について確認されたい。

(4) 債権管理に関するシステムについて

債権管理に関し、独自にシステムを導入している債権が 44 債権中 18 債権 あった。主に債権に係る対象者の人数が多かったり、債権以外の管理も併せ て行っている所管課において導入していることが確認できた。

また、今回、現場調査を実施した際、納税課において「債権一元管理システム」を平成 26 年度に構築し、11 課に設置していることがわかった。

しかしながら、庁内ネットワークに、操作マニュアルが掲載されているにもかかわらず、その利用状況を確認すると、システム自体の存在を知らなかった担当者やほとんど利用されず、その操作方法すらわからない担当者などシステム自体まったく利用していない現状が確認された。

このシステムは、1,415,988 円の費用をかけて構築したものである。ランニングコストはかかっていないが、各債権における各所管課での窓口や電話での交渉の記録も記載や閲覧することが可能で、債務者ごとの各債権額についても確認することができる。各債権の調査権の関係もあり、平成26年度当時は、強制徴収公債権がある所管課のみに設置されたが、今後は、このシステムを利用することにより効率的な債権管理が図られると考えられる。

【指 摘 事 項】

債権一元管理システムについて、納税課において改めて現状に関して、利用状況等を検証するとともに、システムを活用した債権管理を行うよう是正されたい。

5 不納欠損について

債権管理条例が施行されたことにより、非強制徴収公債権及び私債権についても、 債権管理条例の規定に該当する場合、債権を放棄することができ、効率的な債権管 理が行われるようになった。債権管理条例において、債権の放棄を行う必要がある と認めるときは、納税課長への申し出や協議が必要であり、また、市議会への報告 も必要であることから、不納欠損の手続きについては、適正に処理されている。現 場調査を行った所管課においても納税課との協議等を実施していることが確認で きた。

また、今回の調査において、時効期間が到来している債権については、分納誓約書を受領し、分納をしている債務者であることが確認でき、時効中断の手続きは適正に処理されていた。

6 その他

(1)納税課への照会・協議・情報共有について

今回、納税課にのみ調査票による調査を実施し、また各所管課による現場 調査の際、ヒアリングを実施した。

納税課は、債権管理条例及び同条例施行規則に基づき、市の債権の滞納状況の把握と条例に基づく統一的な管理のもと、効率的な債権管理と円滑な事務処理により、迅速かつ適正な債権管理が行えるよう、徴収・処分・放棄についての助言・指導を行い、関係各課の窓口を担う役割を担っている。。

また、関係する対象課と協議の場を設け、滞納処分のノウハウの共有や差 し押えの同行・支援を行っていた。

しかしながら、協議や情報の共有については、特定の所管課だけと行われており、今回、現場調査の際ヒアリングをしたが、不納欠損に係る協議以外については、ほとんど納税課への照会や協議がないところも見受けられた。また、督促や延滞金について、その知識が無くどのように行ったらよいかわ

からないとの回答も見受けられた。

納税課においては、今後、全庁的な研修等を開くなどして統一的な債権管理が行われるよう検討されたい。

さらに、債権一元管理システムには、官報情報など納税課が取得した情報も提供されているが、その他の関係各課では、その情報が活用されていなかった。構築されたシステムを十分に活かした債権管理が行われるよう是正されたい。

7 むすび

平成28年度において、本市の一般会計及び特別会計の国庫支出金及び県支出金等を除いた収入未済額は3,740,626,353円であり、公営企業会計においては、水道料金が624,046,878円、下水道使用料が606,963,676円、農業集落排水施設使用料が4,760,441円となっており、近年は減少傾向にあるものの、さらなる縮減が求められる。

各担当課においては、収入未済を発生させないため様々な取り組みがされており、また、平成26年度には債権管理条例が制定されたことにより、債権の適正管理の意識も向上してきた。しかし、中には債権の回収がなかなか進まず、高額の収入未済が発生しているものも見受けられる。

債権回収には、担当する職員が長年培ってきた知識や経験の積み上げが必要である。それらを人事異動により、数年で担当職員が入れ替わる状況下においても引き継ぐものとして、マニュアルが有用である。しかし、今回監査した 44 債権のうち 18 債権については、滞納整理事務マニュアルが作成されていなかった。債権の中には、例外的に発生した債権も見受けられるが、債権の発生から完結に至るまでの一連の事務手続きを適正かつ公平、効率的に進めるためには、債権の性質から具体的な徴収手続や基準を示したマニュアルが必要と考える。

さらに、今回監査した44債権のうち6債権については、調査票の回答において債権管理台帳が作成されておらず、歳入予算整理簿や督促状リストで管理していた。 債権管理条例では、台帳の整備を定めており、歳入予算整理簿や督促状リストによる管理では、債権の回収に関する記録ができないなど、不備が見受けられるため、台帳の整備を図られたい。

担当職員には、法務知識や執行方法、滞納者との接触、応対方法など様々な知識やスキルも求められる。そのためには、各担当課を横断した定期的な担当職員研修の実施と法務の統一的なマニュアル等も必要であると考える。

今回の監査で対象とした債権については、それぞれ各担当課ごとに管理、徴収業務が行われており、滞納管理に係るシステム(台帳等を含む。)も別々に構築されており、一部を除いて情報の共有はされていない現状が伺えた。複数の債権を滞納している債務者が存在する場合、情報を共有し、名寄せを行うことができれば、債務者の状況に応じた債権保全、債権回収、徴収停止、納付交渉等の一元化が可能となり、事務の効率化を図ることができると考えられる。そのうえで、平成26年度に納税課において構築した「債権管理一元システム」を活用することにより、より効率的に回収の強化を図ることができると考えられる。このような滞納情報の共有化については、法令及び福島市個人情報保護条例の制約等を勘案しつつ、全庁的な取り組みが必要であると考える。

また、延滞金や遅延損害金の加算について、債権によりばらつきが見受けられた。

私債権については、民法を適用し遅延損害金を加算することができるが、公債権に関しては、債権管理条例に規定されており加算しなくてはならないものである。

各債権において様々な理由等があるが、住民負担の公平性や受益者負担の徹底を 図るうえでも、その取り扱いを、全庁的に統一する必要があると考える。

全体的にみると非強制徴収公債権の収入未済額の割合が多く目立っている。「税」に関しては、納税課が中心となり統一的な取り扱いがされているが、いわゆる「料」に関しては、各所管課の対応となっており、統一的な取り扱いがされていないことが、収入未済額の割合にも反映しているのではないかと考える。

なお、今回の監査において、「市営住宅使用料」等の私債権を管理している建築住宅課においては、関係課が目標とすべき管理を行っていた。これは、組織としての取り組みはもちろん、建築住宅課職員一人一人の努力の成果であると考える。

住民負担の公平性の確保からも債権の回収には全力で努めなければならないことはいうまでもないが、一方では、業務量の増加や人員不足により債権の回収に力を注ぐことが困難な担当課も見受けられた。他都市においては、全庁の滞納繰越分を専門に取り扱う担当課を新設し、所管課においては、現年度分の徴収に全力を注いでいる事例も見受けられた。本市においても、様々な取り組みがなされているが、今般の業務量の増加や人員不足に対応した全庁的な取り組みが必要であると考える。

むすびに、今回の調査は、平成28年度決算において収入未済額が発生した担当課のみを調査したが、収入未済については、歳入がある所管課であれば今後、発生する可能性が十分に考えられるものである。

地方分権時代における自主財源の確保は、市民福祉の増進を図るうえで最重要課題となっている。そのため、収入率の向上や債権の回収の徹底については、全職員一人ひとりが収入未済に対する共通の意識を持って、積極的に取り組まれることを望むものである。

主な用語説明

- ・督促・・・・納付の期限が過ぎても履行しない場合に、滞納処分または強制 執行に入る前提として、期限を指定して納付を催告する行為。
- ・不納欠損・・・消滅時効が完成した時など徴収できないと認定されたもの。た だし、法令等の根拠がなければならない。
- ・調定・・・・内容を調査して収入金額を決定する行為。地方公共団体の内部 的意思決定行為。
- ・滞納整理・・・滞納金について行われる一連の事務手続き。 (督促状、催告書の送付、差押え等の滞納処分)
- ・時効の中断・・督促状が届いたり、財産を差押さえられたりした場合や、滞納 していた税金を一部納税した場合は時効が中断し、その日から新 たに時効のカウントが始まる。
- ・消込処理・・・収入金が納期限内に納付されたか、金額に誤りがないかなどの 確認作業。

資 料

資料1

福島市債権管理条例

(目的)

第一条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について、統一的な処理基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
 - 二 市税 市の債権のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定 に基づく徴収金に係るものをいう。
 - 三 公債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」 という。)第二百三十一条の三第一項に規定する分担金、使用料、加入金、手数 料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入に係るものをいう。
 - 四 強制徴収公債権 公債権のうち、法第二百三十一条の三第三項に規定する分担 金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係 るものをいう。
 - 五 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
 - 六 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外のものをいう。
 - 七 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第三条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは 規則(法第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和二十七 年法律第二百九十二号)第十条に規定する公営企業管理規程を含む。次条及び第六 条において同じ。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところ による。

(市長等の青務)

第四条 市長及び水道事業管理者(以下「市長等」という。)は、法令又は他の条例 若しくは規則の定めるところにより、市の債権の適正な管理及び事務の処理を行わなければならない。

(台帳の整備)

第五条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録を含む。)を整備しなければならない。

(督促)

第六条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、 法令又は他の条例若しくは規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促 しなければならない。

(延滞金)

第七条 市長は、公債権について前条の規定により督促をした場合においては、当該 督促をした金額(その額に千円未満の端数があるとき又はその額が二千円未満であ るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に同条の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じ て計算した延滞金(その額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満で

- あるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) を加算して徴収するものとする。
- 2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 3 市長は、第一項の延滞金を納付すべき者が前条の履行期限までに納付し なかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金を 減免することができる。

(滯納処分等)

- 第八条 市長は、市税及び強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及 び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。 (強制執行等)
- 第九条 市長等は、非強制徴収債権について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十二条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第十三条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
 - 一 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
 - 二 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。
 - 三 前二号に該当しない非強制徴収債権(第一号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第十条 市長等は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生 じたときは、遅滞なく、債務者に対し、規則で定める履行期限を繰り上げる旨の通 知をしなければならない。ただし、第十三条第一項各号のいずれかに該当する場合 その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

- 第十一条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定 を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の 要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。 (徴収停止)
- 第十二条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全 に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させ ることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てを しないことができる。
 - 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
 - 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。 (履行延期の特約等)
- 第十三条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合 においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合 において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
 - 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に 有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認めら れるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条及び第十五条において「損害賠償金等」という。)に係る市の債権は、徴収すべきものとする。 (免除)
- 第十四条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にある ため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限(当 初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又 は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれ に近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、 当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

- 第十五条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合 においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放 棄することができる。
 - 一 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても当該非強制徴収債権について履行の見込みがないと認められるとき。
 - 二 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十三条第一項、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百四条第一項その他法令の規定により債務者が 当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき(当該非強制徴収債権につき

保証人がある場合等を除く。)。

- 三 当該非強制徴収債権について第九条の規定による強制執行等又は第十一条の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- 四 当該非強制徴収債権について第十二条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。
- 五 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続 放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強 制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市 の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 六 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条並びに次項、 附則第四項及び第五項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
 - (福島市使用料等の督促及び滞納処分等に関する条例の廃止)
- 2 福島市使用料等の督促及び滞納処分等に関する条例(昭和二十八年条例第三十 四号)は、廃止する。

(経過措置)

(延滞金の割合の特例)

- 3 この条例の施行の日前に地方自治法第二百三十一条の三第一項、地方自治法施 行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十一条、第百七十一条の二及び第百七 十一条の四から第百七十一条の六までの規定に基づきなされた手続、処分その他 の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 4 当分の間、第七条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。
- 5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の 過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

福島市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市債権管理条例(平成二十六年条例第十一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の分掌)

- 第二条 債権の管理に関する事務は、収入権者(その債権が発生した事務及び事業を 所管する者であって福島市財務規則(平成十五年規則第三十四号)第二条第六号に 規定するものをいう。以下同じ。)に分掌させるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、債権の管理に関する事務のうち滞納処分等 (条例第 八条に規定する措置をいう。以下同じ。)、強制執行等(条例第九条各号に掲げる措置(保証人に対して履行を請求する措置を除く。)をいう。以下同じ。)、債権の申 出等(条例第十一条に規定する措置(担保の提供を求める措置を除く。)をいう。 以下同じ。)及び債権の放棄(条例第十五条の規定による債権の放棄をいう。以下 同じ。)に関する事務並びに他の債権と一括して管理する必要があると市長等が認 める債権の管理に関する事務は、納税課長に分掌させることができる。

(債権管理に関する事務の総括)

- 第三条 財務部長は、債権管理の適正を期するため、債権管理に関する事務の処理に ついて必要な調整を行うものとする。
- 2 財務部長は、必要があると認めるときは、収入権者に対し、債権管理の状況に関する資料の提出、報告その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

(台帳の整備)

- 第四条 条例第五条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、所在地及び代表 者の氏名)
 - 三 債務者の財産に関する事項
 - 四 債権の額
 - 五 債権の発生原因及び発生年月日
 - 六 履行期限その他履行方法に関する事項
 - 七 債権の徴収に係る履歴
 - 八 担保(保証人の保証を含む。以下同じ。)に関する事項
 - 九 その他市長等が必要があると認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、市長等が市の債権の管理上必要がないと認めると きは、その記載の一部を省略することができる。

(督促)

- 第五条 収入権者は、条例第六条の規定により督促をする場合においては、当該債権 の履行期限後二十日以内に督促状を発しなければならない。
- 2 前項の場合において、督促状において指定すべき履行期限は、当該督促状を発する日から十五日以内としなければならない。

(延滞金の減免)

- 第六条 条例第七条第三項に規定する延滞金の減免は、市長が、債務者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときに行うものとする。
 - 一 債務者が、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により経済的損失を被った場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められると き。
 - 二 債務者又は債務者と生計を一にする者の疾病、負傷、又は死亡により多額の経

- 費を要した場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認め られるとき。
- 三 債務者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受けたとき又はこれに準ずる状態であると認められるとき。
- 四 債務者が失業等により著しく収入が減少した場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。
- 五 債務者が営む事業又は業務に関し、著しい業績不振又は倒産により深刻な経済 的損失を被った場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると 認められるとき。
- 六 その他市長が必要があると認めるとき。
- 2 延滞金の減免を受けようとする債務者は、延滞金減免申請書(様式第一号)により、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、遅滞なくその内容を審査した上で減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 第七条 収入権者は、条例第八条の規定(市税に係るものを除く。)により滞納処分等の手続をとる場合においては、あらかじめ当該措置について、市長の決定を受けなければならない。

(強制執行等の手続)

(滞納処分等の手続)

第八条 収入権者は、条例第九条の規定により強制執行等の手続をとる場合において は、あらかじめ当該債権に係る措置の内容について、市長等の決定を受けなければ ならない。

(保証人に対する履行の請求の手続)

- 第九条 条例第九条第一号に規定する保証人に対する履行の請求は、保証債務履行請求書(様式第二号)に当該保証人あての納入通知書を添えて保証人に送付することにより行うものとする。
- 2 収入権者は、条例第十一条第一項の規定により債権の申出のための措置をとり、 又は同条第二項の規定により仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等の措置をと る場合(担保の提供又は保証人の保証を求める場合を除く。)並びに条例第十二条 の規定により債権の保全及びその取立てをしないこととする場合においては、当該 債権の保証人に対して履行の請求を行うものとする。
- 3 前項の保証人に対する履行の請求は、債務者の住所及び氏名又は名称、債権金額、 履行の請求をする理由その他必要な事項を明らかにした文書に当該保証人あての 納入通知書を添えて保証人に送付することにより行うものとする。
- 4 第一項及び前項の規定により保証人に対して履行の請求を行った場合に おいては、徴収簿に保証人に納入通知書を発した旨を記載しておかなければならない。 (履行期限の繰上げの手続)
- 第十条 条例第十条に規定する履行期限を繰り上げる旨の通知は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。
 - 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 二 自ら担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
 - 三 担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
 - 四 相続について限定承認があったとき。
 - 五 財産分離の請求があったとき。
 - 六 相続財産法人が成立したとき。
 - 七 会社の解散に伴い条件付債権等の弁済があるとき。
 - 八 条例第十三条第一項に規定する履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行

延期の特約等」という。)の不履行があったとき。

- 九 その他法令の規定又は契約により期限の利益を喪失したとき。
- 2 収入権者は、前項の規定により履行期限を繰り上げる場合は、その旨を記載した 納入通知書によりこれを行わなければならない。
- 3 前項の場合において、既に納入通知書を発しているときは、同項の納入通知書には、先に発した納入通知書は履行期限の繰上により無効とする旨を併せて記載しなければならない。

(債権の申出)

- 第十一条 条例第十一条第一項に規定する配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、次に掲げるとおりとする。
 - 一 強制競売の開始決定又は差押えがあったとき。
 - 二 債務者の財産について競売の開始があったとき。
 - 三 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 四 債務者の財産について企業担保権の実行手続があったとき。
 - 五 債務者である法人が解散したとき。
 - 六 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたと き。
 - 七 相続人が不在のとき。
 - 八 会社更生手続開始の決定があったとき。
 - 九 民事再生手続開始の決定があったとき。
 - 十 第三号から前号までに掲げるもののほか、債務者の総財産について清算が開始 されたとき。

(債権の保全)

- 第十二条 収入権者は、条例第十一条第二項の規定に基づき、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、次に掲げる措置のうち必要な措置を とらなければならない。
 - 一 担保の提供(増担保若しくは担保の変更又は保証人の変更を含む。以下同じ。) を求めること。
 - 二 仮差押え又は仮処分の手続をとること。
 - 三 市長等が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときに、債権者 に代位して当該権利を行うために必要な措置をとること。
 - 四 市の債権について債務者が市の利益を害する行為をしたことを知った場合に おいて、市長等が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときに、 その取消しを求めること。
 - 五 市の債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときに、時効を中断 するための手続をとること。
- 2 収入権者は、前項第一号の規定に基づき担保の提供を受けたときは、担保のうち 担保権の設定について登記又は登録によって第三者に対抗する要件を備えること ができるものについては、当該登記若しくは登録をさせ、又はこれをし、保証人の 保証については保証契約を締結する等必要な措置をとらなければならない。
- 3 第一項第一号の担保は、法令又は契約に定めがないときは、次に掲げるとおりと する。
 - 一 福島市財務規則第二百三十四条第一項第一号に定める有価証券
 - 二 福島市財務規則第二百三十四条第一項第二号から第四号までに定める物件又は保証人
- 三 その他換価価値があると認められるもので換価費用がその価値を超えないもの 4 前項各号に掲げる担保又は保証人の保証の価額は、同項第一号に掲げる有価証券

にあっては当該有価証券の種類に応じ、福島市財務規則第百四十四条第一項各号に 定める額とし、その他の担保又は保証人の保証にあっては収入権者が決定する価額 によるものとする。

(履行延期の特約等の手続)

- 第十三条 収入権者は、条例第十三条第一項の規定により債権について履行延期の特 約等をする場合においては、当該特約又は処分の内容について、あらかじめ市長等 の指示を受けなければならない。同条第二項の規定により履行期限後において履行 延期の特約等をする場合においても、同様とする。
- 2 収入権者は、履行延期の特約等の必要があると認めるときは、債務者に対し次に 掲げる条件を付するとともに、債務の承認及び納付誓約書(様式第三号)を提出さ せなければならない。
 - 一 債権の保全上必要があると市長等が認める場合において、市長等の求めに応じて業務又は財産の情報について報告し、又は資料を提出すること。
 - 二 市の保有する当該債務者の情報のうち、債権の管理のために必要な情報を市長 等が利用することについて、承諾すること。
 - 三 債権の全部又は一部について、法令又は契約に定めるもののほか、次に掲げる場合には、履行延期の特約等を取り消し、履行期限を繰り上げることができること。
 - ア 債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された金額についてその延期に係る履行期限から二月を経過した後においてもなお履行しないとき。
 - イ 債務者が故意に財産を隠匿し、損壊し、若しくは処分したとき又はそのおそれがあると認められるとき。
 - ウ 債務者が当該履行延期の特約等に付された条件に従わなかったとき。
 - エ 債務者の資力の状況その他の事情の変化により、当該履行延期の特約等によることが不適当であると認められるとき。
 - オ その他法令の規定又は契約により、期限の利益を喪失する要件に該当したと き。
- 3 市長等は、履行延期の特約等の必要を認めるときは、債務の承認及び納付誓約書の提出があった日から一年以内において、その延期に係る履行期限を定めるものとする。ただし、更に履行延期の特約等を認めることを妨げない。
- 4 履行延期の特約等を解除し、又は取り消すときは、その旨を当該債務者に通知するものとする。

(債権の免除の手続)

- 第十四条 収入権者は、条例第十四条の規定に該当する債権があるときは、第八条の 規定の例により市長等の決定を受けなければならない。
- 2 収入権者は、前項の規定により当該債権を免除すべき旨の決定を受けたときは、 当該債権に係る債務者にその旨を通知しなければならない。 (事前協議等)
- 第十五条 収入権者は、その所管に属する債権について、滞納処分等、強制執行等又は債権の放棄を行う必要があると認めるときは、その旨を納税課長に申し出るものとする。
- 2 納税課長は、前項の規定による申出があったとき又は市の債権について滞納処分等、強制執行等、債権の申出等若しくは債権の放棄を行う必要があると認めるときは、あらかじめ当該債権を所管する収入権者と協議するものとする。
- 3 収入権者は、条例第十二条の規定により徴収停止を行うときは、あらかじめ納税 課長と協議するものとする。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年六月三〇日規則第三二号) この規則は、公布の日から施行する。

資料3 所管課別調査票回答一覧

No.	債権名	所管課	収入未済額	体制人員
1	土地貸付料	財産マネジメント推進室	23, 622, 547	
2	市民税(個人)		664, 876, 261	- 11
3	市民税(法人)		56, 077, 539	
4	固定資産税		578, 960, 710	
5	軽自動車税		25, 949, 783	4.4 🗁
6	市たばこ税	納税課 -	473	41名
7	入湯税		4, 917, 901	
8	都市計画税	_	95, 099, 200	
9	国民健康保険税		1, 916, 765, 524	
10	行政財産使用料		2, 554, 949	
11	督促手数料	女 ************************************	70	2名
12	電気使用料・ガス使用料・水道使用料	商業労政課	21, 566, 619	
13	福島市中小企業信用保証料補助金返納金		311, 134	1名
14	温泉使用料	観光コンベンション推進室	76, 094, 446	2名
15	農業施設復旧等対策事業費補助金返還金	農業振興室	1, 178, 993	2名
16	法定外公共物使用料	農林整備課	2, 400	2名
17	国民健康保険 医療費返納金、国民健康保険 診療報酬返還金等	国保年金課	3, 562, 182	2名
18	後期高齢者医療保険料	当体十述味	28, 767, 590	1名
19	ひとり親家庭医療費助成費返納金	地域福祉課	7, 460	1名
20	生活保護費返還金	 生活福祉課 	43, 143, 403	各係1~2名
21	生活保護費過誤払による返納金		1, 748, 966	各係1~2名
22	特別障害者手当等過払いに伴う返還	障がい福祉課	132, 480	1名
23	老人福祉施設措置費負担金	 長寿福祉課	5, 423, 866	
24	介護保険料	及內田匹派	120, 046, 490	7名
25	夜間急病診療所使用料		153, 780	
26	休日救急歯科診療所使用料	健康推進課	15, 660	
27	医療品等頒布実費徴収金		30	
28	母子生活支援施設措置費負担金		214, 400	2名
	児童手当過誤払等による返納金	 こども政策課 	645, 000	3名
_	児童扶養手当過誤払等による返納金		4, 566, 010	
			6, 000	
_	保育所保育料	┃ こども育成課 	29, 261, 134	
	延長保育実費徴収金	C C O 17/74B/K	5, 300	
_	市営住宅使用料	_	27, 498, 396	
	特別市営住宅使用料	建築住宅課	183, 000	5名
_	市営住宅等駐車場使用料		425, 600	I
	高額所得者の家賃		150, 800	
	土地区画整理事業精算金	市街地整備課	143, 250	
39	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	下水道室	606, 963, 676	
	農業集落排水施設使用料		4, 760, 441	2名
	2415	学校教育課	254, 000	
	電気使用料	文化課	38, 727	1名
	学校給食費徴収金	保健体育課	6, 254, 280	
44	水道料金 1.20 Tax	水道局	624,046,878	3名

※No.39下水道使用料、No.40農業集落排水施設使用料、No.44水道料金は、公営企業会計のため収入未済額

数値目標	マニュアル	台帳	システム	維持管理費	督促状	時効	古い債権	債権分類	延滞金等加算	加算しない理由	No.
X	×	×	×		送付済	10年	H17	私債	×	自主納付期待	1
											2 3 4 5
0	0	0	0	19, 971, 025	20日以内	5年	H 4	市税		_	6 7 8 9
×	0	0	×	_	送付済	5年	H22 —	非強制 非強制	()	_	10 11
						10年	H27	私債	X	規程等がない	12
×	×	\circ	X	_	90日以内	5年	H26	私債	X	自主納付促す	13
\triangle	\circ	\circ	X	_	20日以内	5年	H12	非強制	X	条例にない	14
\circ	×	\bigcirc	X	_	20日以内	5年	H28	非強制	X	性質上判断	15
\times	×	X	X	_	20日以内	5年	H27	非強制	X	金額が少額	16
\times	×	X	X	_	14日以内	5年	H23	非強制	X	国保法65条該当なし	17
\bigcirc	×	X	X	_	20日以内	2年	H23	強制	\circ	_	18
\times	\times	X	\times	_	_	5年	H27	非強制	\times	発生する金額でない	19
\times	\circ	\circ	X	_	20日以内	5年	H12	強制	X	債権管理条例7条	20
\times	\bigcirc	\circ	\times	_	20日以内	5年	H24	強制	\times	債権管理条例7条	21
\times	×	\circ	\times	_	20日以内	5年	H26	非強制	\bigcirc	_	22
\times	×	\circ	X	_	_	5年	H25	非強制	X	理由記載なし	23
\bigcirc	×	\circ	\circ	28, 820, 350	20日以内	2年	H23	強制	X	H12担当課申合せ	24
\times	\circ	\circ	X		14日以内		H24	私債		1 仲またり 夕短ぶ	25
\times	\circ	\bigcirc	X	_	14日以内	3年	H25	私債	X	1件あたり金額が少額、費用対効果	25 26
\times	\bigcirc	\circ	\times		_		H27	私債		7 BX X/11/11/19/1	27
×	×	X	X		20日以内	5年	H26	非強制	X	理由記載なし	28
\times	\times	\circ	\times	_	_	5年	H25	非強制	\times	理由記載なし	29
\times	×	\bigcirc	X			5年	H16	非強制	X	人員・時間不足	30
\times	×	X	X			5年	1	非強制	X	理由記載なし	31
\times	×	\bigcirc	X		20日以内	5年	Н5	強制	X	福祉的な観点	32
\circ	×	\bigcirc	X			5年	1	強制	X	福祉的な観点	33
0	0	\bigcirc	0	8, 740, 440	20日以内	5及び10年	H17 H28 H18	私債	×	公営住宅法の趣旨 の観点から家賃以 上の負担を求めな	34 35 36
					送付済	5年	H27		X	V \	37
X	X	\circ	\circ	0		5年	H28	強制	X	自主納付促す	38
X	\circ	\circ	0	5, 028, 480	20日以内	5年	H19	強制	X	現年度を滞納させず 過年度の早期整理を	39
X	\circ	\circ	0	5, 020, 400	20日以内	5年	H23	非強制	X	週午度の平規登埋を 行う	40
\circ	X	\bigcirc	\circ	2, 262, 982	20日以内	5年	H20	非強制	X	該当事例なし	41
X	X	\bigcirc	×			10年	_	私債	X	記載なし(納付済)	42
X	\circ	\bigcirc	X		速やかに	2年	H16	私債	X	規程等がない	43
\circ	\circ	\bigcirc	(でいる	78, 846, 056	20日以内	2年	H23	私債	X	条例にない	44

に納期未到来分を含んでいる。 (2ページ参照)

1 市税(全体)

所管課	納税課		債権の種類		市税	
時効期間	5年		組織体制。	人員	41名	
関係法令	地方税法、国保徴収	/法、福島ī	市税条例、	国民健康的	呆険法、国	国民健康保険税条例
目標の設定	収入率の目標あり					
収入未済を発生さ せない取り組み	ラジオ・市政だよ ている。また、窓口					川用し、納付を促し している。
滞納整理事務マニュ	アルの有無	0	債権管理7	台帳の有無		0
債権管理システムの	有無	\circ	システムの	の年間維持	費	19,971,025円
く、財産調査の結果 処分を実施している		起算して 起算して 。 (福島i 諸に対対し 滞納が累れ におの口を	10日を経過 の財産が発 市税時で で即して で で で で で で で で で で で で で で が 発 で が 発 で が き で が き で が き で た う だ る に る た る た る た る た る た る た る た る た る た	し、電話(見された 15条、地 打警告書 滞納者に 滞納相談・ 網税相談・	催告・文書 場合、差邦 方税法第33 を年5回送 対して指導を 納付指導を	情催告後も納付がな 即など厳正なる滞納 31条) 付し、早期滞納縮減 皆告書を年2回送付 で行っている。ま
一番古い債権	平成4年度	欠損しない	ハ理由			、相続人が相続放 (弁護士)を選任し
延滞金等の加算	加算している					

(1)市民税(個人・法人)

概要	市民税は、市町村が課するものとして、地方税法第5条第2項により規定され
似安	ている。同法第2条により、市町村は地方税を賦課徴収する権利を有する。

(2)固定資産税

##	固定資産税は、市町村が課するものとして、地方税法第5条第2項により規定
概要	されている。同法第2条により、市町村は地方税を賦課徴収する権利を有する。

(3)軽自動車税

概曲	軽自動車税は、市町村が課するものとして、地方税法第5条第2項により規定
概要	されている。同法第2条により、市町村は地方税を賦課徴収する権利を有する。

(4)市たばこ税

概要	市たばこ税は、市町村が課するものとして、地方税法第5条第2項により規定
似安	されている。同法第2条により、市町村は地方税を賦課徴収する権利を有する。

(5)入湯税

Inter-	入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が目的税として課するものとして、地方税
	法第5条第4項により規定されている。同法第2条により、市町村は地方税を賦課
	徴収する権利を有する。

(6)都市計画税

	都市計画税は、目的税として市町村が課することができるものとして、地方
概要	税法第5条第6項により規定されている。同法第2条により、市町村は地方税を賦
	課徴収する権利を有する。

(7) 国民健康保険税

	┃ 国民健康保険税は、目的税として市町村が課することができるものとして、 ┃
概要	地方税法第5条第6項により規定されている。同法第2条により、市町村は地方税
	を賦課徴収する権利を有する。

2 老人福祉施設措置費負担金

所管課	長寿福祉課		債権の種類	非強制徴収	又公債権			
概要	老人保護施設措置 市においては、「老 ている。		は、老人福祉法第28st 設入所等に要する費					
時効期間	5年		組織体制人員	2名				
関係法令	地方自治法、老人福	祉法	•					
目標の設定	収入率の目標なし。	電話によ	る催告を行い支払計	画を立てて	いる			
収入未済を発生さ せない取り組み	特になし	特になし						
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台帳の有無	0				
債権管理システムの	有無	×	システムの年間維持	費	_			
督促・催告状況			び文書にて催告を行 を行い、分納誓約は*		り交わしている。			
一番古い債権	平成25年度	欠損しない	ハ理由 -					
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	特になし							

3 保育所保育料

所管課	こども育成課		債権の種類	領	強制徴収	公債権			
概要	は、福島市子ども・	保育所保育料は、児童福祉法第56条により規定されており、本市において は、福島市子ども・子育て支援法施行細則第16条および別表で定めた基準により保育所保育料を徴収している。							
時効期間	5年		組織体制。	人員	3名				
関係法令	子ども・子育て支援	法、児童	福祉法						
目標の設定	収入率の目標なし。	平成28年月	度は滞納者	への声掛り	けを試みて	いる			
収入未済を発生さ せない取り組み	在園児について、	在園児について、督促状の発行時に、保育施設で納付指導を行っている。							
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理7	台帳の有無	Ę	0			
債権管理システムの)有無	×	システムの	の年間維持	費	_			
督促・催告状況	納期限後20日以内に福島市債権管理条例施行規則第5条の規定に基づき、 督促状を発する。督促しても納付がない場合、電話にて催告を行う。年2回催 告書を発送。必要に応じて個別訪問を実施している。 分納は主に電話で行い、必要に応じて面談としている。誓約や口頭でも行う が、面談したときは書面で行う。納付がない場合は、電話及び文書にて催告を 行う。分納相談は、電話・面談等を行い、分納誓約は書面にて取り交わしてい る。								
一番古い債権	平成5年度	欠損しない	/ 理由	分納によん	る納付を続	けている			
延滞金等の加算	加算していない								
加算しない理由	福祉的な観点により	、配慮の	必要な債務	者でもあ	るため				

4 母子生活支援施設措置費負担金

所管課	こども政策課		債権の種類	非強制徴	仅公債権			
概要		、福島市	担金は、児童福祉法領児童福祉施設入所に関					
時効期間	5年		組織体制人員	2名				
関係法令	児童福祉法		•					
目標の設定	特になし							
収入未済を発生さ せない取り組み	毎月催促通知の送	毎月催促通知の送付、電話連絡を実施。						
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台帳の有無	ŧ	×			
債権管理システムの	有無	×	システムの年間維持	青費	_			
督促・催告状況	毎月電話及び文書 2月の入所者定期で		を行う。 F納状況を伝え、直接	後催促してい	いる。			
一番古い債権	平成26年度	欠損しな	い理由 -					
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	特になし							

5 行政財産使用料

所管課	商業労政課		債権の種類	領	非強制徴収	公債権
概要	 行政財産使用料は 	、福島市	行政財産使	「用料条例第	第1条で定め	て徴収している。
時効期間	5年		組織体制。	人員	2名	
関係法令	福島市行政財産使用	料条例				
目標の設定	収入率の目標なし。	継続的な	伏況調査を	·実施		
収入未済を発生さ せない取り組み	定期的な催告書の 自宅訪問による状					
滞納整理事務マニュ	アルの有無	0	債権管理:	台帳の有無		0
債権管理システムの)有無	×	システム(の年間維持	費	_
督促・催告状況	毎年、個別訪問を 催告書を送付してい 平成29年度に時効	る。	-		うとともに、	納入通知書及び
一番古い債権	平成22年度	欠損しなり	/理由	平成24年月	度に債務承認	忍
延滞金等の加算	加算している	•				
加算しない理由	_					

6 夜間急病診療所使用料

所管課	健康推進課		債権の種類	領	私債権		
概要	夜間急病診療所使 康保険法第76条第2 ¹ に基づき厚生労働大	頁及び高齢	者の医療の	の確保に関	する法律領		
時効期間	3年		組織体制。	人員	3名		
関係法令	民法、福島市夜間急	病診療所	条例				
目標の設定	収入率の目標なし。	早期徴収	を図り累積	[滞納を防]	止している	0	
収入未済を発生さ せない取り組み	ホームページ等の る。	ホームページ等の広報媒体を利用し、利用方法、持参物について周知している。					
滞納整理事務マニュ	アルの有無	\circ	債権管理7	台帳の有無	ŧ	0	
債権管理システムの	有無	×	システムの	の年間維持	費	_	
督促・催告状況	納期限がないためは、診療日のため、 督促しても納付が 文書及び電話での	通常は診然ない場合、	寮日から14 、文書及び	日以内に新電話にて作	納付がない 崔告を行う	場合に発送)	
一番古い債権	平成24年度	欠損しない	ハ理由	督促状送	達による時	一	
延滞金等の加算	加算していない						
加算しない理由	1件あたりの金額を 効果を考慮し加算し			金等の計算	1、処理に	要する手間と費用対	

7 休日救急歯科診療所使用料

所管課	健康推進課		債権の種類	須	私債権			
概要	休日救急歯科診療 おり、健康保険法第 項の規定に基づき厚 る。	76条第2項	夏及び高齢	皆の医療の	確保に関っ			
時効期間	3年		組織体制。	人員	3名			
関係法令	民法、福島市休日救	:急歯科診療	療所条例					
目標の設定	収入率の目標なし。	早期徴収	を図り累積	滞納を防	止している	00		
収入未済を発生さ せない取り組み	ホームページ等の る。	広報媒体	を利用し、	利用方法、	、持参物に	ついて周知してい		
滞納整理事務マニュ	アルの有無	\circ	債権管理7	台帳の有無	É	0		
債権管理システムの)有無	×	システムの	の年間維持	 青	_		
督促・催告状況	納期限がないため、適宜の時期に督促状を発送している。(債権の発生日は、診療日のため、通常は診療日から14日以内に納付がない場合に発送) 督促しても納付がない場合、文書及び電話にて催告を行う。 文書及び電話での催告のみで戸別訪問は実施していない。							
一番古い債権	平成25年度	欠損しない	/理由	督促状送	達による時	一		
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	1件あたりの金額z 効果を考慮し加算し			金等の計算	「、処理に	要する手間と費用対		

8 法定外公共物使用料

所管課	農林整備課		債権の種類	頁	非強制徴	仅公債権		
概要	「法定外公共物」とは、福島市法定外公共物の管理に関する条例第2条で市が所有する道路、河川、水路、ため池等で一般公共の用に供されているもののうち道路法、河川法、その他の法令に関し管理に特別の定めのあるもの以外のものと定義されており、本市においては、同条例第11条で使用料の徴収を定め、法定外公共物使用料を徴収している。							
時効期間	5年		組織体制力	人員	2名			
関係法令	福島市法定外公共物の	管理に関す	る条例、福	島市準用河	川流水占用	料等徴収条例(準用)		
目標の設定	収入率の目標なし。	100%	の収納を目	指すもの				
収入未済を発生さ せない取り組み	特になし	特になし						
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台	計帳の有無	Ę	×		
債権管理システムの)有無	×	システムの	つ年間維持	費	_		
督促・催告状況	納期限後20日以内 督促しても納付が 基本的には、電話	ない場合、	電話及び	文書にて	崔告を行う	0		
一番古い債権	平成27年度	欠損しない	/理由	_				
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	金額が少額(100F いない。	円未満)、	未納のため	か金額が未	確定などの	の理由で、加算して		

9 市営住宅使用料

所管課	建築住宅課		債権の種類	頁	私債権		
概要	市営住宅使用料は、公営住宅法第16条第1項(家賃の決定)で規定されており、本市においては、市営住宅等条例第14条第1項(家賃の決定)で市営住宅使用料と定めて徴収している。						
時効期間	5年及び10年		組織体制。	人員	5名		
関係法令	公営住宅法、福島市	営住宅等	条例、民法				
目標の設定	収入率の目標あり。						
収入未済を発生さ せない取り組み	滞納が続けば、連 毎年、明渡しの裁 退去者へは、債権	平成27年度より、コンビニエンスストアでの納付を開始している。 滞納が続けば、連帯保証人へ催告をしている。 毎年、明渡しの裁判を実施している旨告げている。 退去者へは、債権の強制執行を検討している旨告げている。					
滞納整理事務マニュ	アルの有無	0	債権管理1	台帳の有無	:	0	
債権管理システムの)有無	\circ	システムの	の年間維持	費	8,740,440円	
督促・催告状況	納期限後、20日以内に、福島市債権管理条例施行規則第5条第1項に基づき督促状を発送する。 督促しても納付がない場合、電話及び文書にて催告を行う。 電話及び文書催告で納付がない場合は、連帯保証人も含め戸別訪問している。 分納申し出があった場合は、収支状況を聴取した上で判断している。						
一番古い債権	平成17年度	欠損しない	ハ理由	平成20年	度強制退去	者	
延滞金等の加算	加算していない						
加算しない理由	公営住宅法の趣旨は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸 し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的であるため、家賃 以上の負担を求めていない。						

10 特別市営住宅使用料

所管課	建築住宅課		債権の種類	————— 須	私債権			
概要	特別市営住宅使用料は、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律第13条第1項 (特定優良賃貸住宅の家賃)、同法律施行規則第20条第1項(家賃)で規定され ており、本市においては、市営住宅等条例第55条第1項(家賃の決定及び変更) 及び同条例施行規則第31条(特別市営住宅の家賃)別表第3で特別市営住宅使 用料と定めて徴収している。							
時効期間	5年及び10年		組織体制。	人員	5名			
関係法令	特定優良賃貸住宅の	供給に関	する法律、	福島市営	主宅等条例	J、民法		
目標の設定	収入率の目標あり。							
収入未済を発生さ せない取り組み	平成27年度より、コンビニエンスストアでの納付を開始している。 滞納が続けば、連帯保証人へ催告をしている。 毎年、明渡しの裁判を実施している旨告げている。							
滞納整理事務マニュ	アルの有無	0	債権管理7	台帳の有無		0		
債権管理システムの	有無	0	システムの	の年間維持	費	8,740,440円		
督促・催告状況	納期限後、20日以内に、福島市債権管理条例施行規則第5条第1項に基づき督促状を発送する。 督促しても納付がない場合、電話及び文書にて催告を行う。 電話及び文書催告で納付がない場合は、連帯保証人も含め戸別訪問している。 分納申し出があった場合は、収支状況を聴取した上で判断している。							
一番古い債権	平成28年度	欠損しない	ハ理由	_				
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	特定優良賃貸住宅の供給に関する法律の趣旨は、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民生活の安定と福祉の増進に寄与することが目的であるため、一般の市営住宅同様家賃以上の負担を求めていない。							

11 市営住宅等駐車場使用料

所管課	建築住宅課		債権の種類	私債権				
概要	市営住宅等駐車場使用料は、地方自治法第228条第1項(分担金等に関する規制 及び罰則)、建設省(現国土交通省)住宅局長通達(平成3年4月1日住総発第15 号)で規定及び通達されており、本市においては、市営住宅等条例第65条第1項 (使用料)、同条例第33条第1項(駐車場の使用料)別表第4で駐車場使用料と 定めて徴収している。							
時効期間	5年及び10年		組織体制人員	5名				
関係法令	地方自治法、建設省	(現国土ダ	を通省) 住宅局長通	達、福島市常	営住宅等条例、民法			
目標の設定	収入率の目標あり。							
収入未済を発生させない取り組み	滞納が続けば、連	平成27年度より、コンビニエンスストアでの納付を開始している。 滞納が続けば、連帯保証人へ催告をしている。 毎年、明渡しの裁判を実施している旨告げている。						
滞納整理事務マニュ	・ュアルの有無				0			
債権管理システムの	有無	0	システムの年間維	8,740,440円				
督促・催告状況	納期限後、20日以内に、福島市債権管理条例施行規則第5条第1項に基づき督促状を発送する。 督促しても納付がない場合、電話及び文書にて催告を行う。 電話及び文書催告で納付がない場合は、連帯保証人も含め戸別訪問している。 分納申し出があった場合は、収支状況を聴取した上で判断している。							
一番古い債権	平成18年度	欠損しない	ハ理由 平成29年	E度不納欠損	予定			
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	福島市営住宅等条例第59条第1項のとおり、市営住宅等の共同施設として整備された駐車場であるため、市営住宅同様、使用料以上の負担を求めていない。							

12 幼稚園授業料

所管課	学校教育課		債権の種類	領	非強制徴収	以公債権			
概要	幼稚園授業料は、学校教育法第6条で「学校においては、授業料を徴収することができる。」と規定されており、本市においては、福島市立学校条例第4条及び福島市立幼稚園の授業料に関する条例の定めるところにより徴収している。								
時効期間	5年	5年 組織体制人員 2名							
関係法令	学校教育法、福島市	立学校条件	列、福島市	i立幼稚園	の授業料に	関する条例			
目標の設定	収入率の目標なし。	現年度分、	、直前年度	分は完納	、それ以前	iは金額目標あり			
収入未済を発生さ せない取り組み	幼稚園の先生を通してこまめに声かけを行い、納付を促している。滞納が続 く場合は、納付相談をして年度内完納にむけた納付計画を立てている。								
滞納整理事務マニュアルの有無			債権管理:	台帳の有無		0			
債権管理システムの)有無	0	システムの	の年間維持		2, 262, 982円			
督促・催告状況	地方自治法第231条の3第2項並びに福島市債権管理条例第6条及び福島市債権管理条例施行規則第5条に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送する。 督促しても納付がない場合、幼稚園を通して催告を行う。それでも納付がない場合、電話・面談及び戸別訪問を実施する。 分納誓約は必ず書面にて行っている。								
一番古い債権	平成20年度	欠損しない	/理由	時効中断					
延滞金等の加算	加算していない								
加算しない理由	該当事例なし								

13 督促手数料

所管課	商業労政課		債権の種類	Į	非強制徴収	又公債権			
概要	督促手数料は、福島市使用料等の督促及び滞納処分等に関する条例第3条で定めて徴収している。(当時の根拠条例、現在廃止)								
時効期間	5年		組織体制力	人員	2名				
関係法令	福島市使用料等の督信	足及び滞納	処分等に関	する条例	(当時の根	拠条例、現在廃止)			
目標の設定	収入率の目標なし。	継続的な	伏況調査を	実施					
収入未済を発生さ せない取り組み		定期的な催告書の送付 自宅訪問による状況聴取							
滞納整理事務マニュ	務マニュアルの有無			が帳の有無	ŧ	0			
債権管理システムの	有無	×	システムの	年間維持	青費	_			
督促・催告状況	毎年、個別訪問を実施し、現在の状況聴取を行うとともに、納入通知書及び 催告書を送付している。 平成29年度に時効期間の経過により、欠損予定。								
一番古い債権	平成24年度	欠損しない	ハ理由	_					
延滞金等の加算	加算している								
加算しない理由	_								

14 土地貸付料

所管課	財産マネジメント推	進室	債権の種類	頁	私債権					
概要	土地貸付料は土地の賃貸借契約に基づく私債権である。									
時効期間	10年	10年 組織体制人員 2名								
関係法令	民法									
目標の設定	収入率の目標なし。	滞納繰越	にならない	ように努る	めている。					
収入未済を発生さ せない取り組み	電話、訪問、通知	電話、訪問、通知による催促								
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台	台帳の有無		×				
債権管理システムの)有無	×	システムの	つ年間維持	費	_				
督促・催告状況	納期を過ぎても納付がない場合、適宜電話催促を実施している。 個告状況 四半期〜半年を目途として、未納者に督促状を通知する。 それでも納付しない場合、個別訪問を実施。									
一番古い債権	平成17年度	欠損しなり	/理由	念書及び約	纳入計画書	の提出あり				
延滞金等の加算	加算していない									
加算しない理由	自主納付に期待できる債権者には加算していないが、裁判となる案件については加算して請求している案件もある。									

15 延長保育実費徴収金

所管課	こども育成課		債権の種類	質	強制徴収る	公債権			
概要	延長保育実費徴収金は、福島市延長保育実施要綱第9条第1項で福島市児童福 祉施設入所に要する費用徴収規則(昭和40年5月1日第14号)第2条第2項別表第1 (第2条関係)で定める額として徴収している。								
時効期間	5年 組織体制人員 14名								
関係法令	福島市児童福祉施設	え所に要	する費用徴	収規則					
目標の設定	収入率の目標あり。	収入率の目標あり。							
収入未済を発生さ せない取り組み	保護者への呼びか	保護者への呼びかけ							
滞納整理事務マニュアルの有無 ×			債権管理7	台帳の有無		0			
債権管理システムの	有無	×	システムの	の年間維持	_				
督促・催告状況	毎年、個別訪問を実施し、現在の状況聴取を行うとともに、納入通知書及び 催告書を送付している。 平成29年度に時効期間の経過により、欠損予定。								
一番古い債権	_	欠損しない	い理由	_					
延滞金等の加算	加算していない								
加算しない理由	福祉的な観点により、配慮の必要な債務者もあるため。								

16 生活保護費返還金

所管課	生活福祉課		債権の種類	強制徴収	公債権			
概要	生活保護費返還金は、生活保護法第63条に急迫の場合等に資金があるにも関わらず保護を受けたものから相当額を返還させるものと、同法第78条に基づき不実の申請等により保護費を徴収している。							
時効期間	5年		組織体制人員	2名				
関係法令	生活保護法、国税徵	収法、地	方自治法	•				
目標の設定	収入率の目標なし。	家庭訪問	などにおいて納付指	導を徹底し	ている。			
収入未済を発生さ せない取り組み	訪問などで納付を促している。							
滞納整理事務マニュアルの有無			債権管理台帳の有無		0			
債権管理システムの	有無	×	システムの年間維持	寺費	_			
督促・催告状況	納期限後20日以内に、福島市債権管理条例に基づき督促状を発送する。 督促・催告状況 督促しても納付がない場合、電話や訪問、文書にて催告を行う。 分納相談は面接により行い、分納誓約は必ず書面にておこなっている。							
一番古い債権		欠損しなり	い理由時効未到	達(直近平	成30年1月納付)			
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	福島市債権管理条例第7条第3項及び福島市債権管理条例施行規則第6条第1項 第3号を参考に加算していない。							

17 医薬品等頒布実費徴収金

所管課	健康推進課		債権の種類	頁	私債権				
概要	代(包帯代等)を雑 ては、厚生労働省通	医療品等頒布実費徴収金は、本市においては、主に薬剤の容器代や衛生材料代(包帯代等)を雑入として徴収している。なお、これらの実費徴収金については、厚生労働省通知の療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて(保医発第0930007号)に明記されている。							
時効期間	3年		組織体制力	人員	3名				
関係法令	民法、福島市夜間急	病診療所	条例、福島	市休日救和	急歯科診療	所条例			
目標の設定	収入率の目標なし。	早期徴収	を図り累積	滞納を防	止している	00			
収入未済を発生さ せない取り組み	ホームページ等の る。	広報媒体	を利用し、	利用方法、	、持参物に	ついて周知してい			
滞納整理事務マニュ	\circ	債権管理台	台帳の有無	K	0				
債権管理システムの)有無	×	システムの	つ年間維持	持費 -				
督促・催告状況	医療品等頒布実費徴収金は1件あたりの債権額が30円であるのものが多いため、督促状を1通出しただけでマイナスとなる。したがって、費用対効果を考慮し、使用料と共に未納となっているケースのみ督促状を発送する。(納期限がないため、適宜の時期に督促状を発送)督促しても納付がない場合、文書及び電話にて催告を行う。 文書及び電話での催告のみで戸別訪問は実施していない。								
一番古い債権	平成27年度	欠損しない	ハ理由	_					
延滞金等の加算	加算していない								
加算しない理由	1件あたりの金額が少額であり、延滞金等の計算、処理に要する手間と費用対効果を考慮し加算していない。 督促状を送付するケース自体が少ないため。								

18 学校給食徴収金

所管課	保健体育課		債権の種類	類	私債権				
概要	学校給食法第11条第2項の規定により学校給食費徴収金を徴収している。								
時効期間	2年		組織体制	人員	2名				
関係法令	学校給食法								
目標の設定	収入率の目標なし。	収入率の	句上を目標	長としている) ₀				
収入未済を発生さ せない取り組み	督促状や催告書を	督促状や催告書を用いて納付を促している。							
滞納整理事務マニュ	\circ	債権管理·	台帳の有無		0				
債権管理システムの	有無	×	システム	の年間維持	費	_			
督促・催告状況	実施校長は滞納を確認した場合は速やかに督促状を発送する。 督促しても納付がない場合、電話、訪問、面談等の手法で催促をする。 それでも納付がない場合は、催告書にて催告を行っている。								
一番古い債権	平成16年度	欠損しなり	/理由	分納にて約	付中				
延滞金等の加算	加算していない								
加算しない理由	遅延損害金の規定等がないため								

19 高額所得者の家賃

所管課	建築住宅課		債権の種類	頁	私債権				
概要	公営住宅法第29条第5項(収入超過者に対する措置等)で規定されており、本市においては、市営住宅等条例第34条第1項(高額所得者に対する家賃等)で定め、徴収している。								
時効期間	5年	5年 組織体制人員 5名							
関係法令	民法								
目標の設定	収入率の目標あり。	収入率の目標あり。							
収入未済を発生さ せない取り組み	随時催告を行って	随時催告を行って、納付意識を高めている。							
滞納整理事務マニュ	アルの有無	債権管理電	台帳の有無	0					
債権管理システムの)有無	0	システムの	の年間維持	青費	8,740,440円			
督促・催告状況	電話及び文書催告で納付がない場合は、連帯保証人も含め戸別訪問してい 督促・催告状況 分納申し出があった場合は、収支状況を聴取した上で判断している。								
一番古い債権	平成26年度	欠損しな	い理由	_					
延滞金等の加算	加算していない								
加算しない理由	公営住宅法の趣旨は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸 し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的であるため、家賃 以上の負担を求めていない。								

20 電気使用料・ガス使用料・水道使用料

所管課	商業労政課		債権の種類	領	私債権			
概要	公の施設の一部を の徴収。	公の施設の一部を行政財産の使用許可を受け運営していた事業所の光熱水費 の徴収。						
時効期間	10年		組織体制。	人員	2名			
関係法令	民法							
目標の設定	収入率の目標なし。	毎年催告	書を送付し	、状況聴耳	取を実施。			
収入未済を発生さ せない取り組み	定期的な催告書の 状況聴取	定期的な催告書の送付 状況聴取						
滞納整理事務マニュ	事務マニュアルの有無			台帳の有無	0			
債権管理システムの	有無	×	システムの年間維持費			_		
督促・催告状況	毎年、個別訪問を 催告書を送付してい		見在の状況	!聴取を行	うとともに	1、納入通知書及び		
一番古い債権	平成27年度	欠損しない	/理由	_				
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	規定がないため							

2 1 福島市中小企業信用保証料補助金返納金

所管課	商業労政課		債権の種類	頁	私債権		
概要	福島市中小企業信付等に関する要綱に 付等に関する要綱に に対し、市長が定め 場合等で当該信用保 全部または一部に相	基づき、「る額を交付証料の返済」	中小企業者 寸している 灵があった	が融資を が、早期 際に返還	受けた際に 完済や保証 金として、	期間の短縮をした 交付した補助金の	
時効期間	5年		組織体制力	人員	1名		
関係法令	福島市中小企業信用	保証料補助	助金等の交	付等に関	する要綱		
目標の設定	収入率の目標なし。	収入未済	をなくすこ	とが目標			
収入未済を発生さ せない取り組み	定期的な督促状の送付 融資実行金融機関による催促						
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台帳の有無			0	
債権管理システムの	有無	×	システムの	つ年間維持	_		
督促・催告状況	納期限後90日以内 督促しても納付が 促を行う。				依頼のうえ	.、金融機関から催	
一番古い債権	平成26年度	欠損しない	/理由	_			
延滞金等の加算	加算していない						
加算しない理由	自主納付を促すた	.め					

22 ひとり親家庭医療費助成費返納金

所管課	地域福祉課		債権の種類	類	非強制徴	仅公債権		
概要	ひとり親家庭医療費助成金の返還は、福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第9条に規定されている。							
時効期間	5年		組織体制。	人員	2名			
関係法令	福島市ひとり親家庭	医療費の	助成に関す	る条例				
目標の設定	収入率の目標なし。	電話催告	や催告通知	により返	還の未然防	j止に努めている。		
収入未済を発生さ せない取り組み	電話催告や催促通知の送付により返納を促している。							
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台帳の有無			×		
債権管理システムの	有無	×	システムの	の年間維持	_			
督促・催告状況	助成金の還付の発生が確認できた時点で直ちに本人宛に電話催告をし、返納 通知を本人宛に発送する。 返納通知で納付が無い場合は電話催告及び催促通知を送付する。 戸別訪問等は実施していない。							
一番古い債権	平成27年度	欠損しない	/理由	_				
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	延滞金が発生する金額ではないため。							

23 電気使用料

所管課	文化課		債権の種類	頁	私債権				
概要		じょーもぴあ宮畑に設置されている自動販売機について、設置業者へ半年毎に電気使用料の請求を行っている。							
時効期間	10年		組織体制力	人員	1名				
関係法令	民法								
目標の設定	平成29年5月31日に下		と関で納入る	され完納し	ている。				
収入未済を発生さ せない取り組み	電話催告や催促通より指定管理へ移行					ごし、平成29年度4月			
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台	台帳の有無		0			
債権管理システムの)有無	×	システムの	つ年間維持	費	_			
督促・催告状況	納期限後20日以き、督促状を発する回催告書を発送。必可強告書を発送。必可納は主に電話でが、面談したときは行う。分納相談は、る。	。督促し、 要に応じ、 行い、必 書面で行	ても納付が て個別訪問 要に応じて う。納付が	ない場合、 を実施して ない場合に	電話にて ている。 ている。誓 な、電話及	「催告を行う。年2 「約や口頭でも行う」 しび文書にて催告を			
一番古い債権	平成28年度	欠損しない	ハ理由	_					
延滞金等の加算	加算していない				-				
加算しない理由									

24 生活保護費等過払による返納金

所管課	生活福祉課		債権の種類	非強制徴以	仅公債権		
概要	生活保護費等過払による返納金は、出納事務上又は経理事務上の誤りにより 生じた保護金品を民法第703条及び地方自治法施行令第159条により戻入 の処理をするものである。						
時効期間	5年		組織体制人] 2名			
関係法令	民法、地方自治法			·			
目標の設定	収入率の目標なし。	家庭訪問	などにおいて	納付指導を徹底し	ている。		
収入未済を発生さ せない取り組み	訪問などで納付を	訪問などで納付を促している。					
滞納整理事務マニュ	アルの有無	0	債権管理台	長の有無	0		
債権管理システムの)有無	×	システムの	丰間維持費	_		
督促・催告状況	納期限後20日以内に、福島市債権管理条例に基づき督促状を発送する。						
一番古い債権	平成24年度	欠損しなり	ハ理由 -	-			
延滞金等の加算	加算していない						
加算しない理由	福島市債権管理条 第3号を参考に加算し			市債権管理条例施	i行規則第6条第1項		

25 児童手当過誤払等による返納金

所管課	こども政策課		債権の種類	類	非強制徴	仅公債権	
概要	過誤払等返納金は 法30条の規定が適用 並びに福島市児童手	されるこ	ととなり、	本市におり	いては、福		
時効期間	5年		組織体制。	人員	3名		
関係法令	地方自治法、児童手	当法					
目標の設定	収入率の目標なし。						
収入未済を発生さ せない取り組み	特になし	特になし					
滞納整理事務マニュ	務マニュアルの有無 ×			台帳の有無	¥	0	
債権管理システムの	ムの有無 × システムの年間維持費 -				_		
督促・催告状況	期限内の納入を確	認できな	い場合、電	話連絡を	している。		
一番古い債権	平成25年度	欠損しな	い理由				
延滞金等の加算	加算していない						
加算しない理由	特になし。						

26 児童扶養手当過誤払等による返納金

所管課	こども政策課		債権の種類	頁	非強制徴	仅公債権	
概要	過誤払等返納金は、児童扶養手当法第23条にて規定されており、本市においては、福島市債権管理条例並びに福島市児童手当等過誤払金収納管理要綱に基づき、徴収している。						
時効期間	5年		組織体制力	人員	1名		
関係法令	児童扶養手当法			,			
目標の設定	収入率の目標なし。	目標管理	など設定で	きる状態に	こない。		
収入未済を発生さ せない取り組み	納入通知書に催促通知文を同封する。						
滞納整理事務マニュ	×	債権管理台	台帳の有無		0		
債権管理システムの	有無	×	システムの	つ年間維持	費	_	
督促・催告状況	納付がない場合、文書にて催告を行う。						
一番古い債権	平成16年度	欠損しな	い理由	平成29年8	月で時効		
延滞金等の加算	加算していない						
加算しない理由	債権管理に対する	人員・知	識・時間全	てが不足。			

27 子育て世帯臨時特例給付金過誤払等による返納金

所管課	こども政策課		債権の種類	Į	非強制徴収	7公債権
概要	過誤払等返納金は 条、地方自治法第23 り、本市においては	36条第1項	または会計	法30条の規	見定が適用	
時効期間	5年		組織体制人	人員	3名	
関係法令	地方自治法					
目標の設定	収入率の目標なし。					
収入未済を発生さ せない取り組み	特になし					
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台	が帳の有無		×
債権管理システムの	有無	×	システムの	年間維持	費	_
督促・催告状況	特になし。					
一番古い債権	平成28年度	欠損しなり	い理由	_		
延滞金等の加算	加算していない					
加算しない理由	特になし。					

28 農業施設復旧等対策事業費補助金返還金

所管課	農業振興室		債権の種類	類	非強制徴	仅公債権	
概要	農業施設復旧等対 特別対策事業補助金 に関する要綱第7条の 例第2条第7項で非強	:交付要綱第 D2で規定	第9条の2及 されており	び福島市	農業振興事 おいては、	福島市債権管理条	
時効期間	5年		組織体制。	人員	2名		
関係法令	福島県平成25年度大雪農業災	害特別対策事	業補助金交付要	綱、福島市農	業振興事業補助	か金等の交付に関する要綱	
目標の設定	収入率の目標あり。						
収入未済を発生さ せない取り組み	戸別訪問による納	戸別訪問による納付相談を行っている。					
滞納整理事務マニュ	整理事務マニュアルの有無 ×			台帳の有無	#	0	
債権管理システムの	有無	×	システムの	の年間維持		_	
督促・催告状況	納期限後20日以内 しても納付がない場 相談は面接により行	合、文書	及び戸別訪	間にて催	告及び納付		
一番古い債権	平成28年度	欠損しない	/理由	_			
延滞金等の加算	加算していない						
加算しない理由	当該債権は、交付 り当該補助金に係る るもの」であり、当 相応しくないものと	消費税仕。該債権の	入れ控除額 生質上、延	が確定し	た場合に、		

29 特別障害者手当等過払いに伴う返還

所管課	障がい福祉課		債権の種類	頁	非強制徴	仅公債権
概要	特別児童扶養手当 祉事務所を管理する た者があるときは。 相当する金額の全部	町村長は、国税徴収の	偽りその の例により	他不正の、その者	手段により から、その	
時効期間	5年		組織体制力	人員	1名	
関係法令	特別児童扶養手当等	の支給に	関する法律	•		
目標の設定	収入率の目標なし。	多額の場合	合、分納が	多いため	現年度中に	納入されない。
収入未済を発生さ せない取り組み	通知や電話、訪問	での催促				
滞納整理事務マニュ	×	債権管理	台帳の有無	Ķ	0	
債権管理システムの	有無	×	システムの	の年間維持		_
督促・催告状況	納期限後20日以内 しても納付がない場 後納付がない場合は 誓約は必ず書面にて	合、電話、	及び文書に 問を実施す	て催告を	行う。電話	
一番古い債権	平成26年度	欠損しない	ハ理由	_		
延滞金等の加算	加算している					
加算しない理由	_					

30 国民健康保険医療費返納金、国民健康保険診療報酬返還金等

所管課	国保年金課		債権の種類	領	非強制徴	仅公債権
概要	国民健康保険 医 を請求することがで いる。					で不正利得等の返還 こおいても徴収して
時効期間	5年		組織体制。	人員	2名	
関係法令	国民健康保険法		•			
目標の設定	収入率の目標なし。	早期回収	を目指して	いる。		
収入未済を発生さ せない取り組み	特になし。					
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理7	台帳の有無	ŧ	0
債権管理システムの	有無	×	システムの	の年間維持	費	_
督促・催告状況	納期限後14日以内 ない場合、文書にて ない。					督促しても納付が 訪問は実施してい
一番古い債権	平成23年度	欠損しない	/理由	_		
延滞金等の加算	加算していない					
加算しない理由	国保法65条第3項に	こあたらな	いため。			

3 1 温泉使用料

所管課	観光コンベンション	推進室	債権の種	類	非強制徴	仅公債権				
概要		温泉使用料は、飯坂町財産区温泉供給条例第22条第2項で規定されており、受給者より徴収している。								
時効期間	5年		組織体制	人員	2名					
関係法令	飯坂町財産区温泉供	給条例								
目標の設定	収入率の目標なし。	現年度分	の年度内気	ど納を目標						
収入未済を発生さ せない取り組み	納付遅延の受給者	納付遅延の受給者への、面談・電話等による納付指導								
滞納整理事務マニュ	滞納整理事務マニュアルの有無 ○			台帳の有無	ŧ	0				
債権管理システムの	テムの有無 × システムの年間維持費 -					_				
督促・催告状況	納期限後20日以内に、督促状を発送する。電話及び文書での督促に加え、納付状況により戸別訪問を実施している。未納が相当な期間続いた場合、警告書を送付し、納付計画を提出させる。計画が守られない場合、供給停止予告書を送付し、納付計画書の提出、一定金額の納付を求めるが、なされない場合は温泉供給を停止する。									
一番古い債権	平成12年度	欠損しない	ハ理由	定期的な	納付がある	ため				
延滞金等の加算	加算していない			-						
加算しない理由	条例に定められて	いないた	У							

32 土地区画整理事業清算金

所管課	市街地整備課		債権の種類	非強制徴	収公債権	
概要		i土地区画	整理事業清算金徴収		されており、本市 対規則第7条で定め	
時効期間	5年		組織体制人員	2名		
関係法令	土地区画整理法					
目標の設定	収入率の目標なし。-	一括納付が	原則だが、確実な納	付を促すため	り、分割徴収を実施。	
収入未済を発生さ せない取り組み	対象者に対して電話での早期納付の呼びかけや支払案内を行う。					
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台帳の有	無	0	
債権管理システムの	有無	0	システムの年間維	持費	0円	
督促・催告状況	電話及び文書での	催告のみ`	で、戸別訪問は実紡	面していない	` °	
一番古い債権	平成28年度	欠損しない	ハ理由 -			
延滞金等の加算	加算していない					
加算しない理由	自主納付を促す趣	対旨から督信	足状を送付していた	いため。		

33 介護保険料

所管課	長寿福祉課		債権の種類	類	強制徴収	公債権			
概要	いものと規定されて	介護保険料は介護保険法第129条にて市町村は保険料を徴収しなければならないものと規定されており、本市においては介護保険条例第7条において介護保険料額を設定し徴収している。							
時効期間	2年		組織体制。	人員	7名				
関係法令	地方自治法、介護保	:険法、介詞	濩保険法施	行令、地	方税法、介	護保険条例			
目標の設定	収入率の目標あり。								
収入未済を発生さ せない取り組み		市政だより、ホームページによる広報の他、65歳達齢者に介護保険利用の手引きやパンフレットを送付し納付を促している。							
滞納整理事務マニュアルの有無			債権管理7	台帳の有無	É	0			
債権管理システムの)有無	0	システムの	の年間維持	青費	28, 820, 350円			
督促・催告状況	納期限後20日以内に介護保険条例第11条に基づき督促状を発送する。督促しても納付が無い場合、文書及び電話、臨戸訪問による催告を行う。納付相談は基本的に面接により行うが、身体不自由等の来庁困難事由においてはその限りでは無い。納付誓約(時効中断措置)は必ず専用の書面にて行い、本人の署名押印の後決裁し、写しを本人宛送付する。								
一番古い債権	平成23年度	欠損しない	/ 理由	現在、分流	納中				
延滞金等の加算	加算していない								
加算しない理由	平成12年当時の担	当課申して	合せによる	0					

3 4 後期高齢者医療保険料

所管課	国保年金課		債権の種類	強制徴収	公債権	
概要	後期高齢者医療保 市町村が徴収すると る条例第2条第1項で 険料を徴収している	規定され 保険料の行		ては、後期	周高齢者医療に関す	
時効期間	2年		組織体制人員	1名		
関係法令	高齢者の医療の確保	:に関する?	去律、地方税法			
目標の設定	収入率の目標あり。					
収入未済を発生さ せない取り組み	市政だより・国保だより・HPにより広報媒体を利用し、納付を促している。窓口においての口座振替勧奨。					
滞納整理事務マニュ	アルの有無	×	債権管理台帳の有額	#	×	
債権管理システムの	有無	×	システムの年間維持	寺費	_	
督促・催告状況	納期限後20日以内 発送する。年4回程原		†後期高齢者医療に ・発送。電話催告の∮		削に基づき督促状を	
一番古い債権	平成23年度	欠損しない	ハ理由 納税課と	連携し、排	行衝中	
延滞金等の加算	加算している。					
加算しない理由	_					

35 水道料金

所管課	水道局		債権の種類	私債権			
概要	水道料金は、地方公営企業法第21条第1項の規定に基づき徴収するものである。本市においては、福島市水道条例第26条の規定に基づき徴収している。						
時効期間	2年		組織体制人	.員 3名			
関係法令	民法						
目標の設定	収入率の目標あり。						
収入未済を発生さ せない取り組み	年1回、納付制の使用者に対して、検針時に口座振替推進のチラシと申込書を 投函し、口座振替の推進を行っている。						
滞納整理事務マニュアルの有無		0	債権管理台	帳の有無	0		
債権管理システムの有無		0	システムの年間維持費		78, 846, 056円		
督促・催告状況	納期限後20日以内に、福島市水道局債権管理に関する規程に基づき督促状を発送する。督促しても納付がない場合、給水停止予告通知書を発送する。給水停止予告通知書の指定期日までに納付がない場合、給水停止予告再通告書を送付する。給水停止予告再通告書の期日までに納付がない場合は、給水を停止する。転居・転出未納については電話、文書、個別訪問による催告を行っている。						
一番古い債権	平成23年度	欠損しない	い理由 -	一部納入により、	時効が中断		
延滞金等の加算	加算していない						
加算しない理由 私債権については条例に延滞金、遅延損害金の規定がないため							
•							

36 下水道使用料

所管課	下水道室		債権の種類	強制徴収	公債権		
概要	下水道使用料は、下水道法第20条第1項で規定されており、本市においては、 福島市下水道条例第16条第1項で定め徴収している。						
時効期間	5年		組織体制人員	4名			
関係法令	下水道法、地方自治法、地方税法、国税徵収法、福島市下水道条例						
目標の設定	収入率の目標なし。早期接触を図り、高額滞納を生じさせないよう実施。						
収入未済を発生さ せない取り組み	口座振替をすすめている。						
滞納整理事務マニュ	アルの有無	0	債権管理台帳の有無	ŧ	0		
債権管理システムの	有無	0	システムの年間維持	青費	5,028,480円		
督促・催告状況	福告状況 納期限後20日以内に、地方自治法に基づき督促状を発送する。督促しても納付がない場合、電話及び文書、戸別訪問にて催告を行う。						
一番古い債権	平成19年度	欠損しない	ハ理由 分納継続	中			
延滞金等の加算	加算していない。						
加算しない理由	滞納者の生活状況 期整理を行うため。	等を鑑み、	現年度使用料を滞	納させず、	過年度使用料の早		

37 農業集落排水施設使用料

所管課	下水道室		債権の種類	頁	非強制徴収	又公債権		
概要	農業集落排水施設使用料は、地方自治法第225条第1項を根拠に、本市においては、福島市農業集落排水処理施設条例第11条第1項で定め徴収している。							
時効期間	5年 組織体制人員 2名							
関係法令	地方自治法、福島市農業集落排水処理施設条例							
目標の設定	収入率の目標なし。早期接触を図り、高額滞納を生じさせないよう実施。							
収入未済を発生さ せない取り組み	口座振替をすすめている。							
滞納整理事務マニュアルの有無		0	債権管理台	台帳の有無		0		
債権管理システムの有無		0	システムの	の年間維持費		5, 028, 480円		
督促・催告状況	納期限後20日以内に、地方自治法に基づき督促状を発送する。督促しても納付がない場合、電話及び文書、戸別訪問にて催告を行う。							
一番古い債権	平成23年度	欠損しない	ハ理由	_				
延滞金等の加算	加算していない							
加算しない理由	滞納者の生活状況等を鑑み、現年度使用料を滞納させず、過年度使用料の早 期整理を行うため。							